

教第67号議案

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則について  
神戸市就学援助規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月27日提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 高田 純

理 由

就学援助の対象に「私立学校等」を加えるにあたり、神戸市就学援助規則を改正する必要があるため。

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

神戸市教育委員会  
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則

神戸市就学援助規則（平成12年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(対象者) 第2条 就学援助を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、神戸市内に住所を有しており <u>小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程に在学する児童若しくは生徒又は次年度に小学校若しくは義務教育学校に入学を予定している就学予定者</u> の保護者（神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年7月教育委員会規則第9号）第10条第3項の規定により区の長により区域外就学を承	(対象者) 第2条 就学援助を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、神戸市内に住所を有しており <u>神戸市立小学校、神戸市立中学校、神戸市立義務教育学校又は兵庫県立芦屋国際中等教育学校前期課程に在学する児童又は生徒（兵庫県立芦屋国際中等教育学校前期課程にあつては、教育長が特に必要があると認める者に限る。）並びに神戸市内に住所を有しており次年度に神戸市立小学校又は神戸市立義務教育学校に入学を予定</u>

諾された児童又は生徒の保護者を含む。)であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、就学予定者の保護者にあつては、(1)を除く。

(1)～(4) [略]

(援助費)

第3条 就学援助の費目は、別表のとおりとする。ただし、対象者が次の各号に掲げる者であるときは、その者が受けることのできる就学援助の費目は、当該各号に定める費目とする。

(1) 生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている者 別表2の項、5の項、8の項、9の項、11の項及び13の項に規定する費目

(2) 国立又は私立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在学している児童又は生徒の保護者 別表4の項、10の項、11の項、12の項に規定する費目を除く費目

(3) 兵庫県立芦屋国際中等教育学校の前期課程に在学する生徒の保護者 別表10の項、11の項に規定す

している就学予定者の保護者（神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年7月教育委員会規則第9号）第10条第3項の規定により区の長により区域外就学を承諾された児童及び生徒の保護者を含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、就学予定者の保護者にあつては、(1)を除く。

(1)～(4) [略]

(援助費)

第3条 就学援助の費目は、別表のとおりとする。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている者が受けることのできる就学援助の費目は、別表2の項、5の項、8の項、9の項、11の項及び13の項とする。

る費目を除く費目

2、3 [略]

(終了)

第9条 教育長は次の各号に掲げるもののほか、前条第1号から第3号までの届出があった場合は、第6条に規定する認定期間中であっても、被認定者に該当する者でなくなった日の属する月の末日をもって就学援助の終了を決定する。ただし、届出に係る事由の発生した日が月の初日である場合は、当該事由の発生日の属する月の前の月の末日を就学援助の終了の日とする。

(1) [略]

(2) 被認定者の児童又は生徒が市外に転出したとき

(3) [略]

別表（第3条関係）

項	項目	定義
1	学用品費	児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費及び小学校（義務教育学校の前期課程を含む。7の項を除き、以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び <u>中等教育学校の前期課程</u> を含む。7の項を除き、以下同じ。）の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費
[略]	[略]	[略]

2、3 [略]

(終了)

第9条 教育長は次の各号に掲げるもののほか、前条第1号から第3号の届け出があった場合は、第6条に規定する認定期間中であっても、被認定者に該当する者でなくなった日の属する月の末日をもって就学援助の終了を決定する。ただし、届け出に係る事由の発生した日が月の初日である場合は、当該事由の発生日の属する月の前の月の末日を就学援助の終了の日とする。

(1) [略]

(2) 被認定者の児童又は生徒が神戸市立以外の小学校、中学校又は義務教育学校に転出したとき

(3) [略]

別表（第3条関係）

項	項目	定義
1	学用品費	児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費及び小学校（義務教育学校の前期課程を含む。7の項を除き、以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。7の項を除き、以下同じ。）の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費
[略]	[略]	[略]

7	新入 学児 童生 徒学 用品 費	小学校、中学校又は義務 教育学校に入学する者 (義務教育学校にあって は、後期課程の第1学年 に進級する者を含む。)が 通常必要とする学用品及 び通学用品の購入費(小 学校、中学校、義務教育 学校又は中等教育学校の 前期課程への入学(義務 教育学校の後期課程の第 1学年への進級を含む。) に当たり、それぞれ1回 に限る。)	7	新入 学児 童生 徒学 用品 費	小学校、中学校又は義務 教育学校に入学する者 (義務教育学校にあって は、後期課程の第1学年 に進級する者を含む。)が 通常必要とする学用品及 び通学用品の購入費(小 学校、中学校又は義務教 育学校への入学(義務教 育学校の後期課程の第1 学年への進級を含む。)に あたり、それぞれ1回に 限る。)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項	項目	定義
1	学用品費・通学用品費	児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費及び小学校（義務教育学校の前期課程を含む。7の項を除き，以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。7の項を除き，以下同じ。）の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費
2	校外活動費	児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての行事（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料
3	泊を伴う校外活動費	児童又は生徒が校外活動のうち泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費及び見学料
4	通学費	児童又は生徒が在籍する学校長の承認を受けて最も経済的な通常の経路及び方法によって通学する場合の交通費（交通機関（旅客運賃を徴して交通の用に供する軌道，索道及び一般乗合自動車等）の旅客運賃をいう。）
5	修学旅行費	児童又は生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じて1回に限る。）に参加するため直接必要な交通費，宿泊費，見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
6	体育実技用具費	中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道を実施する場合は柔道着，剣道を実施する場合は防具一式，剣道衣，竹刀及び防具袋をいう。）で，当該授業を受ける生徒全員が個々に用意することとされているものの購入費（中学校を通じて1回に限る。）
7	新入学児童生徒学用品費	小学校，中学校又は義務教育学校に入学する者（義務教育学校にあっては，後期課程の第1学年に進級する者を含

		む。)が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費(小学校, 中学校又は義務教育学校への入学(義務教育学校の後期課程の第1学年への進級を含む。)にあたり, それぞれ1回に限る。)
8	体操服費	児童又は生徒(第1学年の者に限る。)全員が購入することとなる学校が指定する体操服の購入費
9	水泳着費	児童又は生徒(第1学年の者に限る。)全員が購入することとなる学校が指定する水泳着の購入費
10	給食費	学校給食(中学校で実施する牛乳の飲用を含む。)に要する経費
11	医療費	児童又は生徒が学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病に罹患した場合に当該疾病の治療のための医療に要する経費
12	自転車通学費	生徒が在籍する学校長の承認を受けて自転車により通学するために要する経費
13	卒業アルバム代等	児童(第6学年の者に限る。)又は生徒(第3学年の者に限る。)全員が購入することとなる学校が指定する卒業アルバム等の購入費

## 神戸市就学援助規則の一部改正について

## 1. 概要

- 神戸市就学援助においては、「対象者を神戸市内に居住し、神戸市立小・中学校または義務教育学校に就学している児童生徒の保護者」としているため、私立学校やその他の国公立学校（以下、私立学校等という）に就学している場合は対象としていない。
- 児童生徒や保護者のニーズが多様化し、就学を取り巻く環境が変化する中で、学校の設置主体に因ることなく、経済的理由で就学困難な全ての児童生徒が必要な援助を受けることができるよう、神戸市就学援助規則の改正を行う。

## 2. 改正内容（案）

- 就学援助の対象者の追加  
就学援助の対象者に私立学校等に就学している児童生徒の保護者を追加する

## ・支給対象となる援助費目

援助費目	小学校		中学校	
	1年	2～6年	1年	2・3年
学用品費・通学用品費	11,630円	13,900円	22,730円	25,000円
卒業アルバム代等	11,000円（6年のみ）		8,800円（3年のみ）	
校外活動費	2,100円		3,310円	
体操服費・水泳着費	5,350円	—	5,970円	—
新入学児童生徒学用品費	54,060円	—	60,000円	—
泊を伴う校外活動費	実費（限度額3,690円）		実費（限度額6,210円）	
修学旅行費	実費（限度額22,690円）		実費（限度額57,000円）	
体育実技用具費	—		実費（限度額あり）	

## ・支給対象外の援助費目

援助費目	小学校		中学校	
	1年	2～6年	1年	2・3年
通学費	実費			
自転車通学費	—		限度額 4,730円	
給食費	現物支給		現物支給（申込者のみ）	
医療費	学校病（むし歯など）による医療券の発行			

- 施行日  
令和5年4月1日（日）

## 「神戸市就学援助規則」の一部改正にかかる意見公募結果について

意見募集期間：令和5年2月17日（金）～3月19日（日）

意見公募結果：2件

寄せられたご意見	神戸市の回答
<p>（1）神戸市就学援助規則の一部改正について反対です。</p> <p>神戸市立の小中学校への通学が出来るので、家庭の都合で私立学校等に進学する世帯には、援助は不要だと考える。</p>	<p>就学を取り巻く環境が変化する中で、児童生徒が私立学校等に就学する目的や理由も多様化しています。</p> <p>神戸市としては、就学援助の認定要件に該当するご家庭が、児童生徒が就学する学校の設置主体によることなく、等しく援助を受けることができるよう、対象を拡大することが望ましいと考えています。</p>
<p>（2）神戸市就学援助規則の一部改正について反対です。</p> <p>私立学校に子どもを通わせられる家庭は、生活に困窮しておらず、親族などから援助を受けているか税申告が不要な収入がある世帯である。</p> <p>もし私学に通う家庭に対して就学援助を出すのであれば、預貯金などの資産調査を実施すべきである。</p>	<p>なお、教育や子育て支援に関する給付施策においては、一般的に所得基準が要件として用いられています。</p>